

## 高知県公安委員会告示生企第4号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月27日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

別表のとおり

## 別表

申請者	遊技機の種類、型式名及び検定番号	検定の有効期間
大阪府大阪市中央区島之内一丁目22番17号 ネット株式会社 代表取締役 国本 貴志	回胴式遊技機 L賞金首AngelND 3S1608	告示の日から3年間
愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産 代表取締役 金沢 全求	回胴式遊技機 L聖闘士星矢海皇覚醒YG 330583	告示の日から3年間
東京都台東区東上野一丁目16番1号 株式会社アムテックス 代表取締役 水島 勇治	ぱちんこ遊技機 PバイオハザードREL9YZ4 3P1573	告示の日から3年間